

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により，平成30年10月17日付けで提出された「京都市上下水道局南部拠点整備事業に係る配慮書案」について，平成31年1月17日付けで条例第13条第1項の規定に基づく環境配慮の観点からの市長意見を述べましたので，同条第3項の規定に基づき，次のとおり公告するとともに，市長意見を縦覧に供します。

平成31年1月23日

京都市長 門川 大作

1 事業者の名称及び代表者名等

(1) 事業者の名称

京都市上下水道局

(2) 代表者名

京都市公営企業管理者上下水道局長 山添 洋司

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区東九条東山王町12番地

2 対象事業の計画の名称，種類及び規模等

(1) 名称

京都市上下水道局南部拠点整備事業

(2) 種類

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

(3) 規模

延べ面積 新庁舎最大約24,000㎡，仮庁舎約3,000㎡

3 事業実施想定区域

京都市南区上鳥羽鉾立町11-3, 11-4

4 環境配慮の観点からの市長意見の縦覧の場所, 期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(2) 縦覧の期間

平成31年1月23日から同年2月22日まで（土曜日, 日曜日及び国民の祝日に
関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧の時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

(環境政策局環境企画部環境管理課)